

# 広 報

# ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2001年7月

第4号

監修：内閣府政策統括官（防災担当）

編集協力：総務省消防庁



## C O N T E N T S

### 巻頭言

- 日本放送協会 海老沢勝二会長…… 2
- 阪上善秀 政務官 …………… 3

### グラビア

- 三宅島噴火災害 …………… 4
- 三宅島視察 …………… 4
- 有珠山タウンミーティング開催 …… 4
- 三宅島「げんき農場」訪問 …… 5
- 木造密集地視察 …………… 5

- 平成13年版防災白書発刊 …………… 6
- 中央防災会議開催 …………… 8
- 「東海地震に関する専門調査会」開催 …… 9

### 災害の現況と対応

- 三宅島噴火災害 …………… 11
- 芸予地震の特例措置 …………… 12
- 有珠山噴火災害 …………… 13
- ペルー南部地震 …………… 13

### プリズム（記者の眼）

- 前毎日新聞 福井編集委員 …… 14

### 動向・報告

- 基幹的広域防災拠点の整備 …… 15
- 富士山ハザードマップ作成 …… 16
- 山梨県富士山火山総合防災訓練 …… 17
- 豪雨災害対策調査結果 …… 18
- 平成13年度出水期通達 …… 18
- 水防法改正 …………… 19

### お知らせ

- 第17回防災ポスターコンクール …… 20
- 災害に係る住宅等の被害認定基準改定 …… 20
- 平成13年度総合防災訓練 …… 21

### トピックス

- 阪神・淡路大震災データベース運用開始 …… 22
- リアルタイム河川情報 …… 22
- カリフォルニア州災害対策会議 …… 22
- 米国FEMAレオ・ボズナー氏研修 …… 23
- 人事異動 …………… 23
- 生活再建支援金の執行状況 …… 23
- 8月～9月の行事予定 …… 23

# 巻頭言



日本放送協会 会長  
海老沢 勝二

## 災害時の公共放送の使命

NHKは災害対策基本法などで「指定公共機関」になっている唯一の報道機関です。国民のみなさんの生命・財産を守ることは、公共放送NHKの使命であると考えています。災害の情報を一刻も速く正確に知らせることで、迅速な対応や救援活動が可能になります。情報は電気、水道、ガスと同じように、人々の生活に不可欠なライフラインです。

私の災害報道の原点は、新人時代に取材した昭和32年夏の長崎県の諫早大水害でした。自然災害の怖さを身に沁みて知るとともに、ただ被害の状況を伝えるだけでなく、人々の生命・財産をどう守るか、つまり防災という視点が大事だということ学びました。そのためには24時間いつでも放送を出せる状態にしておくことが必要だと考えました。緊急時に、情報をいかに速く伝えるかによって無用な混乱を防ぐことができます。NHKは「安心ラジオ」「安心テレビ」の名のもとに、現在、ラジオ第2を除いて、地上、衛星、ラジオ、国際放送の各波ですべて24時間放送です。

「災害は必ず違った顔でやってくる」という言葉があります。あらゆる場合を想定して柔軟に対応することが必要です。NHKでは、災害に備えて常にマニュアルを見直しています。たとえば東京では、渋谷の放送センターを中心に半径5キロ以内に災害要員を住まわせています。初動の段階では400人くらいはすぐ出局できます。局内に毎晩宿泊している、記者、カメラマン、プロデューサー、技術要員などは合わせて200人近くになります。「緊急時は初動で決まる」ことを肝に銘じているためです。「飛び道具」と呼んでいるヘリコプターやロボットカメラ、CS（通信衛星）を使った映像伝送設備の整備も進めています。超高感度カメラは、今や「月明かりではなく星明かり」でも撮影が可能になり、夜間取材には欠かせないものです。阪神・淡路大震災の際、その激しい揺れの映像が全世界に流れ、大きな話題になったスキップバックレコーダーも全部の放送局に設置するなど、体制・機材の整備、点検には常に力を注いでいます。それを支えているのは職員一人ひとりの自覚です。阪神・淡路大震災の際、NHK神戸放送局の職員の多くは、自らも大きな被害を受けながら、交通が遮断された中で、自転車やオートバイ、あるいは徒歩で出勤し、一秒も休むことなく連続して26時間、情報を発信し続けました。公共放送の職員として国民のみなさんに対する使命感を発揮し、放送人として何が一番大事であるかということ、体を張って証明しました。

去 年12月からBSデジタル放送が始まり、放送界も本格的なデジタル時代に入りました。デジタルテレビの特色であるデータ放送は、災害時には非常にきめ細かい情報を地域住民の方々にお伝えすることができます。インターネットや携帯端末など、さまざまな伝送路が登場しています。被災者の方々が着の身着のまま避難しても、携帯電話やラジオを持っていれば生活に必要な情報を得ることができる時代になってきています。NHKは、こうした技術革新の成果を積極的に取り入れながら、どのような時代になっても、視聴者・国民のみなさんの信頼に応えるために、公共放送としての使命を全うしていきたいと思っています。

# 備えあれば憂いなし

## 火事は初動の3分が大事!!



内閣府政務官

阪上 善秀

**阪** 神・淡路大震災で、私の地元宝塚市は、118人の尊い生命が奪われる未曾有の災害に襲われました。この時、見直されたのは、第一に「コミュニティの大切さ」でした。生き埋めになった人を近くの人たちが総出で救出しましたが、淡路島の北淡町のように、昔からのコミュニティが健在な所ほど、救出が早くできました。そこで、宝塚市は元々コミュニティ活動が盛んでしたが、震災後、新旧住民の垣根を越えて、公民館や小学校などを地域の拠点に、親と先生、コミュニティが共に地域の課題に取り組もうというPTCA活動が浸透しています。

第二に、震災時の近代的な機械の無力さと、初期消火にあたっての防火組織の役割です。自宅近くで地震後に火災が発生し、市の消防車が素早く到着したものの、消火栓が使えず、一滴も水をかけることができませんでした。宝塚市は昭和53年以降、常設消防強化のため一部を除き消防団を廃止していましたが、そこに駆けつけてくれたのが、市内山間部の消防団でした。小型可搬ポンプを使って池の水を手こぎで汲み上げ、消火に成功したのです。火事は初めの3分が決め手と言われますので、地域の防火組織が重要です。最近では、若手が勤めに出る機会が多いので、居住地だけでなく職場での防火活動の組織化をはかりたいものです。

第三に、震災時の自立再建者への支援策が不十分な点です。災害救助法に基づく対策では、被災した人は、避難所から仮設住宅へという道筋でしか行政からの支援を受けることができず、自力で県外へ移転した人などへは支援がなされないという不平等が生じていました。このような経験から、私は災害が起きたら、「まず現地を見て、生の声を聞き、スピーディに融通のきく施策をとるよう、声をあげること」をモットーとしてきました。

**政** 務官になってのち視察した三宅島では、予想以上に被害が大きいという、火山ガスによる長期の避難が続く、先の見えない三重、四重苦の状況に心が痛みました。有珠山では、噴火から二年目を迎え、復興融資を受けた中小企業が、返済の時期に入り窮状に陥っていました。これを見て、復興のあり方を問う会議を開催したらどうかと提言したことが、6月23日に村井防災担当大臣などを迎えて開催された有珠山のタウンミーティングの成果につながりました。

中国の故事には、「三樹の教え」(一年先を見て種を蒔け、十年先を見て木を植えよ、百年先を見て人を育てよ)という短期、中期、長期の展望をふまえた対策をとりなさいという教えがあります。防災対策には、6月に行われた富士山の噴火災害訓練などのように、目先の観光より人々の安全を第一とする長期の取り組みが必要であることは言うまでもありません。

私は、これからも防災対策に変革と創造の精神で取り組む所存です。



## 三宅島噴火災害



7月4日の三宅島（神着上空から）  
写真提供（上・右上）：産業技術総合研究所地質調査総合センター  
（<http://www.aist.go.jp/>）



山腹から三池港方向に流れる火山ガス（7月4日）

## 三宅島視察(5月26日)



火山ガスの中、三宅島の農地を視察する松下非常災害対策副本部長（左）と阪上非常災害対策副本部長（右）

## 有珠山タウンミーティング開催（6月23日）



6月23日の有珠山噴火口



岡田北海道大学教授による現地ガイダンス



発言する岡田北海道大学教授



タウンミーティング会場風景

## 三宅島「げんき農場」訪問(5月18日)

於：八王子



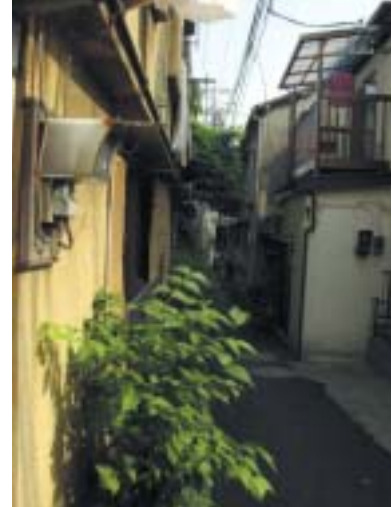
説明を受ける村井防災担当大臣と阪上政務官



農作業をする村井防災担当大臣

## 木造密集地視察(6月29日)

於：東京都世田谷区太子堂、豊島区東池袋



木造密集地を視察する村井防災担当大臣



コーディネーターの伊藤和明氏



# 平成13年版 防災白書を発刊

平成13年版防災白書が発刊されました。この報告書は、災害対策基本法第9条第2項の規定に基づき、国会に対して「防災に関してとった措置の概況」および「防災に関する計画」の報告を行うものです。概要は以下のとおりです。



## 全体構成

### 「防災に関してとった措置の概況」

#### 第1部 災害の状況と対策

##### 第1章 我が国の災害の状況

- ・災害を受けやすい日本の国土と自然災害の状況
- ・平成12年度に発生した主要な災害とその対策
- ・想定される21世紀の災害の態様

##### 第2章 我が国の災害対策の推進状況

- ・地震対策      ・風水害対策      ・火山災害対策
- ・事故災害対策      ・災害復旧・復興対策      ・阪神・淡路大震災の復興対策

##### 第3章 国民の防災活動

- ・消防団、水防団、自主防災組織、ボランティア、企業

##### 第4章 世界の自然災害と国際防災協力

#### 第2部 平成11年度において防災に関してとった措置の概況

### 「平成13年度において実施すべき防災に関する計画」

平成12年度に発生した主要な災害

年月日	災害名	主な被災地等	死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
12. 3.31～	有珠山噴火	北海道	0	-	-	-	-
6.25～	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1	-	-	-	-
9.11～12	台風14号と前線に伴う大雨	東海地方を中心とする全国	10	115	31	172	305
10. 6	鳥取県西部地震	鳥取県	0	182	430	3,065	17,155
12～13.2	豪雪	北陸、東北などの日本海側	55	702	3	2	102
13. 3.24	芸予地震	広島県・愛媛県・山口県	2	288	58	405	40,266

( - はデータなし )

## 想定される21世紀の災害の態様

21世紀中には、地球の温暖化やヒートアイランド現象により、風水害が多発すると予想されます。また、東海地震、南関東地域直下型地震は切迫性を有しており、その他の大規模地震や火山噴火も周期的に発生する可能性があります。

都市化、過疎化、高齢化やネットワーク化の進行など経済社会の変化にともなう新たな形態の災害の発生も懸念されます。

## 地震対策

本年1月に開催された中央防災会議において、東海地震対策の強化について検討するよう中央防災会議会長（内閣総理大臣）から指示がありまし

た。このため、「東海地震に関する専門調査会」を設置し、東海地震対策に関する今後の方針などについて検討しています。

同会議において、大都市の震災対策について再点検を行うよう、中央防災会議会長からの指示をふまえ、防災施設整備などの一層の促進、広域連携のさらなる強化を進めていくこととしています。

阪神・淡路大震災の教訓をふまえて制定された地震防災対策特別措置法が改正され（平成13年3月）、平成17年度末まで特別措置を継続することになりました。

## 風水害対策

東海豪雨の災害をふまえ、「都市型水害緊急検

討委員会」は、「都市型水害対策に関する緊急提言」をとりまとめました（平成12年11月）。

関係7省庁は、「高潮災害対策の強化に関する連絡会議」および「高潮防災情報等のあり方研究会」を開催し、「地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル」などを作成・配布しました（平成13年3月）。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行されました（平成13年4月）。

## 火山災害対策

有珠山および三宅島噴火の総合的な判断のため、火山噴火予知連絡会が頻繁に開催されました。この結果、適切な住民避難が実施され、人的被害が回避されました。

## 事故災害対策

「原子力災害対策特別措置法」の制定を受け、原子力災害対策の一層の充実・強化を図るため、防災基本計画原子力災害対策編の修正を行いました（平成12年5月）。

## 災害復旧・復興対策

平成12年度発生災害について、東海豪雨を激甚災害に指定するとともに、有珠山噴火災害、新島・神津島近海地震、鳥取県西部地震など24の災害を局地激甚災害に指定しました。また、中小企業所得の総額が高い都道府県においても激甚災害を指定できるよう、指定基準を改正しました。

中小企業関係の激甚災害指定基準の改正について

<b>（改正前：以下の場合に指定）</b>		
全国の 中小企業関係被害額	>	全国の 中小企業所得推定額 × 0.06%
かつ		
都道府県内の 中小企業関係被害額	>	その都道府県の 中小企業所得推定額 × 2%
<b>（改正後：上記または以下の場合に指定）</b>		
かつ		
都道府県内の 中小企業関係被害額	>	1,400億円

被災者生活再建支援法は、平成12年度には、有

珠山噴火災害、三宅島における噴火災害など5つの災害に適用しました。

現行の災害の被害認定基準が、現状に合わなくなっているなどの指摘を受け、住宅の全壊・半壊の概念について、被害認定基準が見直されました。

## 国民の防災活動

災害発生時には、消防、警察、自衛隊などの救急・救助活動に加えて、消防団・水防団、自主防災組織、ボランティア、企業などの防災活動が極めて重大な役割を果たすため、これを推進することが重要です。ボランティア活動の協力・支援の取組みについては、各地で様々な展開がなされています。

企業による防災活動への取り組みは、未だ不十分です。今後、ガイドライン・マニュアルなどの作成や情報交換の場の設置などを積極的に推進するとともに、企業防災に関する情報提供を図る必要があります。さらに、地域防災活動への積極的参加を呼びかけるなど、企業防災のさらなる推進に努めることが重要です。

## 世界の自然災害と国際防災協力

1975年から1999年まで全世界で少なくとも延べ37億人が被災し、約150万人の生命が奪われました。

近年の自然災害は、風水害によるものが多く、特にアジア地域で大きな被害をもたらしています。このため、アジア防災センターなどを通じた国際防災協力の推進が重要です。

## 平成11年度に防災に関してとった措置

平成11年度において各省庁は、予算額約4兆6,500億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧などの防災に関する具体的措置を実施しています。

## 平成13年度に実施すべき防災に関する計画

平成13年度において各省庁は、予算額約3兆400億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧などの防災に関する具体的措置を講じる予定です。

# 中央防災会議

## 新たに専門調査会の設置を決定

小泉内閣のもと、顔ぶれもあらたにスタートした中央防災会議がいよいよ本格的に始動しました。今回の中央防災会議の決定を受けて、3つの新たな専門調査会が設置されます。



平成13年6月28日、小泉内閣として第1回目の中央防災会議が総理官邸において開催されました。

会議の冒頭、会長である小泉内閣総理大臣から、国民が真に安心して安全に暮らせる日本の実現を目指して、平常時から大規模災害に備えた防災対策に全力を尽くしていきたいとのご挨拶がありました。

議事においては、前回の中央防災会議（本年1月26日）における3点の総理指示事項に関する報告などを事務局から説明し、また、東海地震に関する専門調査会の座長である東京大学名誉教授の溝上委員からは、当専門調査会の検討経緯等について説明がありました。この後、中央防災会議委員（右図参照）各位による活発な議論、質疑応答がなされました。

議事を受け、中央防災会議の決定として、今後の地震対策のあり方、東南海、南海地震等の防災対策の充実、防災基本計画の修正、の3つの事項について、中央防災会議に専門調査会を設け、引き続き詳細に検討することとしました。また、災害に係る住家の被害認定基準および運用指針について、中央防災会議の了承をいただきました。

最後に、内閣総理大臣から、本日提言された意見などを参考にして、今後も防災対策の強化に努力して欲しいとのご発言がありました。

今後は、今回設置することが決定された3つの専門調査会を早急に立ち上げ、それぞれの課題の

検討を重ねていきます。

中央防災会議委員名簿（平成13年6月28日現在）

	職名	氏名
会長	内閣総理大臣	小泉純一郎
委員	防災担当大臣、国家公安委員会委員長	村井 仁
	総務大臣	片山虎之助
	法務大臣	森山 真弓
	外務大臣	田中真紀子
	財務大臣	塩川正十郎
	文部科学大臣	遠山 敦子
	厚生労働大臣	坂口 力
	農林水産大臣	武部 勤
	経済産業大臣	平沼 赳夫
	国土交通大臣	扇 千景
	環境大臣	川口 順子
	内閣官房長官、男女共同参画担当大臣	福田 康夫
	防衛庁長官	中谷 元
	沖縄及び北方対策担当大臣、科学技術政策担当大臣	尾身 幸次
	金融担当大臣	柳澤 伯夫
	経済財政政策担当大臣	竹中 平蔵
	行政改革担当・規制改革担当大臣	石原 伸晃
	日本銀行総裁	速水 優
	日本赤十字社社長	藤森 昭一
	日本放送協会会長	海老沢勝二
日本電信電話株式会社社長	宮津純一郎	
東京大学名誉教授	溝上 恵	
富士常葉大学環境防災学部助教授	重川希志依	
静岡県知事	石川 嘉延	
日本消防協会会長	徳田 正明	

以上 26名



# 中央防災会議 「東海地震に関する専門調査会」

## ～ 想定東海地震の新たな震源域案をとりまとめ～

中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」は、内閣総理大臣より平成13年1月26日に中央防災会議に諮問された指示事項3「特に東海地震については、大規模地震対策特別措置法の成立以来四半世紀が経過しており、その間の観測体制の高密度化・高精度化や観測データの蓄積、新たな学術的知見などをふまえて、地震対策の充実強化について検討すること」に基づいて、設置されました。

これまで6回の専門調査会が開催され、活発な議論が交わされてきましたが、6月19日の第6回専門調査会では、想定東海地震の震源域についてとりまとめを行い、6月28日の中央防災会議において溝上座長から報告されました。

### 想定東海地震の分析にあたって

想定東海地震の分析にあたっては、以下の項目をふまえることとしています。

この20数年間の進展としては、想定東海地震が発生すると見込まれているフィリピン海プレート上面の形状が詳細にわかりつつあるので、その知見を十分にふまえたものにします。

また、微小地震の分布から見た固着域や、GPSの計測によるカップリングの状況、海底地形などの近年の新たな知見を総合的に勘案して、震源域の固着の度合いなどを考慮します。

強震動分布については、破壊の開始点やその向き、固着の度合いなどにより左右されるので、それらの点についてもできる限り明らかにしていきます。

津波分析については、想定震源域の領域により大きく左右される面があるので、過去の地震の震源域などを十分に検討することが重要です。

### 「東海地震に関する専門調査会」において審議する震源域の範囲

従来の想定東海地震の震源域の南西端に隣接する領域については、従前より南海地震・東南海地震の震源域として認識される領域であり、歴史上、比較的、連動して地震が発生する機会が多いことが知られています。

南海・東南海地震については、現時点ではその平均発生間隔の半分程度しか経過しておらず、直ちに同時発生を考える必要はないとしました。

なお、今後、中長期的には、南海・東南海地震と

### 東海地震に関する専門調査会の検討の流れ

#### この20数年間の観測データの蓄積などから得られた知見

- ・ 地下のプレートの状況の把握
- ・ 未破壊領域や固着している部分の推定
- ・ 被害予測手法の進歩
- ・ GPSなどの進歩による地殻運動の正確な把握
- ・ 海底の地形や地殻構造の詳細な把握
- ・ 過去に起きた地震の震源域の詳細な推定
- ・ シミュレーション解析による地表変形や地中応力の変化の推測

#### 直前予知の可能性を踏まえた想定震源域はどんな位置形状なのか (6月19日 中間とりまとめ)

##### 前回の想定震源域

プレートの形状がまだよく分からなかったため、単純な長方形の平面を震源域として仮定

##### 今回の想定震源域案

プレート同士が固着している領域を反映した実際の立体的なプレート形状にあわせた震源域

地震の揺れの強さや津波の高さの予測手法の検討

各地域での予想される地震の揺れの強さや津波の高さはどれくらいか

著しい被害を受ける範囲（直前予知を含む防災対策を実施すべき地域）はどこまでなのか

より正確な予知や、よりの確な防災対策に反映

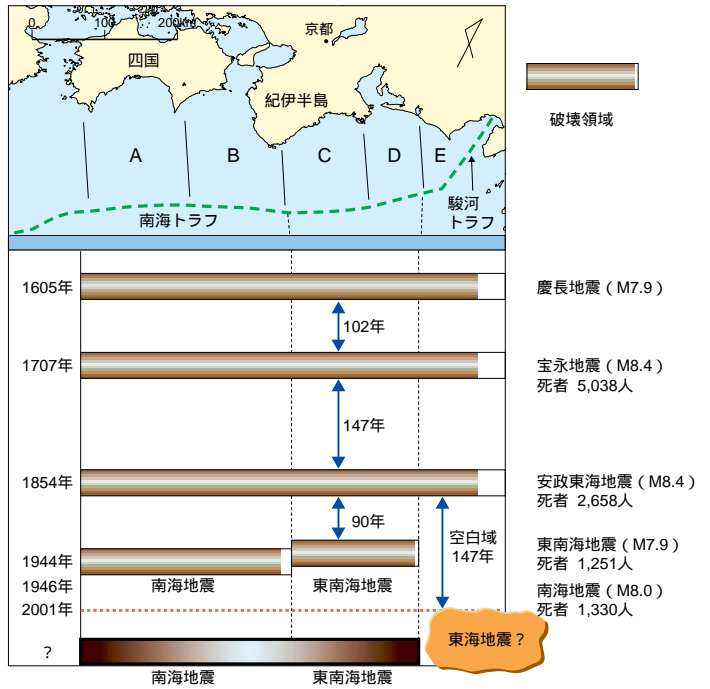
東海地震が同時発生する確率が高まっていくとみられるので、今後、10年程度経過した場合には、南海・東南海地震との同時発生の可能性についても勘案していくことになりました。

また、南海・東南海地震については、現状では十分なデータや知見の蓄積が揃っておらず、その直前予知は困難ですが、その被害の広範さ、甚大さを考慮したとき、その研究および観測態勢の強化を図るとともに、別途、適切な場で、当該地震を対象とす

## 東海地震と東南海・南海地震

る大綱を整備するなど、適切な対応を行うべきであるとの指摘がなされました。

従来の想定東海地震の震源域の北端に隣接する富士川河口断層については、わが国の枢要な断層の一つとしてかねてより政府の地震調査委員会などで評価、強震動分布分析などが進められているところです。その平均活動間隔は千年以上とされ、また、東海地震と連動するかどうかについての知見は現時点では、明らかではありません。こうしたことから、富士川河口断層については、想定震源域に隣接する独立の事象として取り扱い、今後の知見の進展をふまえて、適切な対応を行っていくべきであるとの結論に達しています。



### 今後の予定

今後、震源域の固着の性状や津波の発生・伝播に関する検討を行い、第1次の推計結果として、震度分布、津波波高などの分布図を作成します。それらをふまえ、液状化や斜面災害なども含め、著しい地震災害が生じるおそれのある地域について検討し、その結果を中央防災会議に報告します。

### 東海地震

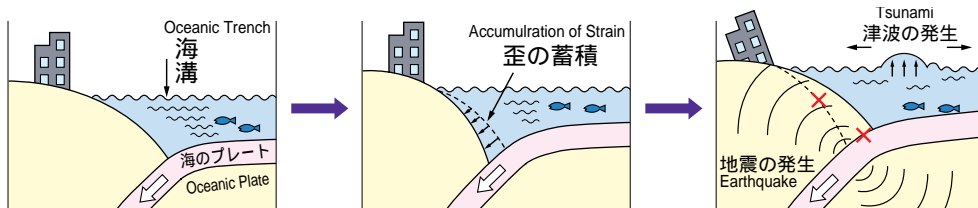
1854年に南海トラフ沿いに発生した安政東海地震の際、駿河トラフ沿いの破壊も同時に起こったと考えられているが、1944年の東南海地震では未破壊のまま取り残されており、駿河トラフ沿いに大規模な地震が発生する可能性が高いと考えられる。この予想される地震が「東海地震」である。

### 東南海地震・南海地震

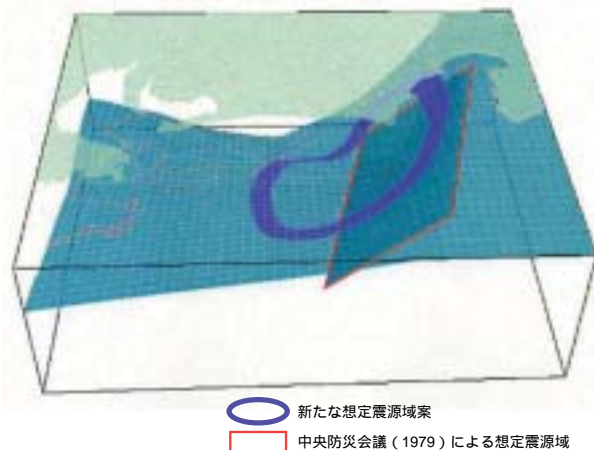
これまで100年から120年程度の間隔で発生している東南海地震や南海地震については、前回の地震発生から50年以上が経過していることから、徐々に地震発生の切迫性が高まってきていると言われている。

## 新たな想定震源域と中央防災会議（1979）による想定震源域

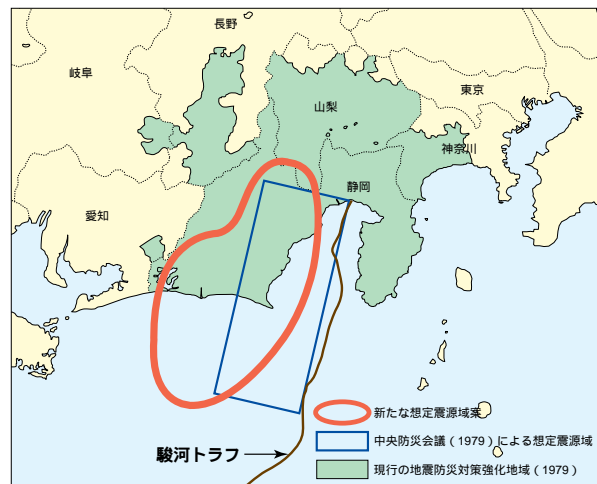
### 東海地震発生のメカニズム



### 新たな想定震源域の3次元図



### 新たな想定震源域と現行の地震防災対策強化地域





# 三宅島噴火災害

三宅島は、昨年の9月はじめに全島民の島外避難が行われましたが、現在も1日あたり2～3万トンの二酸化硫黄ガスの放出が続いており、島民の方々が島に戻る見通しは立っていません。これら被災者の方々への生活支援の検討などを行うため、6月7日に第3回の「三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部会議」が開催されました。

## 第3回本部会議の概要

会議では、山本気象庁長官より火山活動の状況、青山東京都副知事より応急復旧の状況などが報告されたほか、各省庁からも、被災者の方々に対して行ってきたさまざまな支援策などについて報告されました。

会議での議論をふまえ、今後とも右記の点を中心として、政府一丸となって対策を行うことが確認されました。

なお、については6月14日に関係省庁連絡会議を開催し、また、については7月9日より夜間滞在が本格化されたのに先立って、6月29日に国と都で島内作業の進め方や安全対策についての基準の見直しを行いました。

## 島内作業の今後の進め方

7月9日より、火山ガスの除去などの安全対策を施したクリーンハウスにおいて、一般の工事関係者を含めた本格的な夜間滞在が始まっています。当面のところは150人規模で実施していますが、今後さらにクリーンハウスを整備して、300人規模で



北東から見た三宅島雄山（7月9日）  
火山ガスが流れ下る山腹の植生は変色している  
写真提供：産業技術総合研究所地質調査総合センター  
(<http://www.aist.go.jp/>)

被災者の方々への生活支援を当面の最大の課題とし、これまで以上に連携をとった対策を行うため、東京都などと内閣府、関係省庁で協議の場を設ける。

夜間滞在本格化を受け、火山活動の状況をふまえた適切な安全対策や財政、技術などの面で、国が東京都や三宅村を支援する。

火山活動の状況などにより、一時帰島の実施が可能となった場合には、安全対策や緊急時の避難体制などに万全を期する。

夜間滞在を行い、集中的に泥流対策などを実施することとしています。

また、7月12、13日に、泥流などによって家屋の被害を受けた約70世帯について、被害状況を確認するために島内への一時帰宅が行われました。



三宅島のクリーンハウス内部のようす（5月26日 副大臣・大臣政務官視察時）

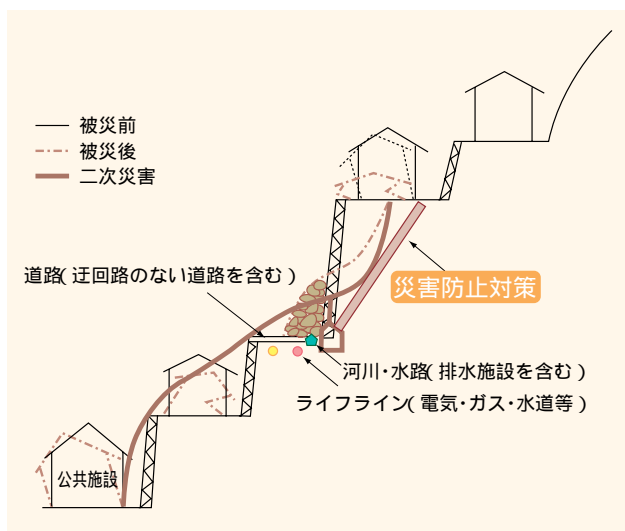


国土交通省は、芸予地震によって住宅が密集した急な斜面に被害が集中した呉市において、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に特例を設け、擁壁などの崩壊対策を事業の対象として進めています。

## 主な被害の状況

平成13年3月24日、安芸灘を震源として発生した芸予地震（マグニチュード6.4）により、呉市では急傾斜地の住宅擁壁に集中的に被害が出ました。国土交通省では、呉市の急斜面の密集住宅地域に被害が集中したことを、被災家屋の所有者の移転などにより崩壊した擁壁の復旧がなされないまま放置される箇所が、今後増大すると思われること。被災家屋が撤去され崩壊した擁壁が放置された場合、降雨などで人家や公共施設などに多大な被害が生じるおそれがあると考えました。

そこで、迅速かつ確実な対応を図り、二次災害の防止と民生の安定を確保するため、移転などで住宅宅地として復旧されず、その後の土地利用について地方公共団体と地権者の合意がなされた箇所について、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に特例を設け、従来、事業の対象となっていない人工擁壁などを崩壊対策事業の対象とすることにしました。これに基づき、広島県では、現地調査などをふまえ、対策を進めています。



災害防止対策（案）の概念図

なお、6月29日現在、15か所、7億円弱が特例措置の事業採択になっています。



被災状況（呉市西三津田町）

写真提供：国土交通省

## 芸予地震に係わる特例措置

今回の特例措置は、芸予地震により擁壁などを含む急傾斜地に崩壊が生じ、放置すれば次の降雨で拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施工を必要とするもので、以下の各項すべてに該当するものに講じられます。

1. 急傾斜地の高さが10m（人家などに被害があったものは5m、人家などに被害があり、かつ、周辺住民に二次の被害を生じるおそれがあるものは3m）以上であること
2. 人家（公共的施設を含む）おおむね5戸以上、または重要な公共的建物に倒壊などの著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 移転などにより住宅宅地として復旧されず、河川・水路（排水施設を含む）、道路（迂回路のない連絡道などを含む）、鉄道、公園・緑地その他の公共空地、水道施設、電気・ガス供給施設、避難路または避難場所などの公共施設などに著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 事業費が1,500万円以上であること

今後とも、国土交通省では、広島県と連携を図りつつ、二次災害の防止のため、万全な対策を図って参ります。

（担当：国土交通省河川局砂防部保全課）



# 有珠山噴火災害

～6月20日避難指示区域縮小される～

有珠山火山活動虻田町対策本部は、6月20日午前9時に、火口200m程度の範囲を除いて、避難指示を解除しました。

これは、火山活動は、金比羅火口群の突発的爆発が、火口付近に限定されている西山火口群については、弱い白色噴煙活動である マグマの活動が終息した という平成13年5月28日の火山噴火予知連絡会での検討結果と、その後の専門家および関係機関との協議により決定されたものです。

これにより、平成12年3月29日以来、平成13年6月19日まで継続していた202世帯、378人（最大時15,815名）への避難指示は解除され、避難指示対象世帯はなくなりました（応急仮設住宅などには約1,500名の方々が現在も入居）

あわせて、火山噴火予知連絡会は平成12年3月に設置した有珠山部会を、平成13年5月28日をもって廃止しました。

このような状況をふまえ、政府は「有珠山噴火非常災害対策本部」を6月28日をもって廃止し、同日付けで「有珠山噴火災害復旧・復興対策会議」を設置しました。



(国土地理院の地形図使用)

- 平成13年6月20日現在の避難指示区域
- 平成13年6月20日現在活動中の火口
- 平成12年7月28日現在の避難指示区域

## ペルー南部地震

### 被害の状況

6月23日(土)午後3時33分(日本時間24日(日)午前5時33分)、ペルー南部でマグニチュード8.1の地震が発生しました。

ペルー政府が7月10日に発表したところによると、被害は死者77名、負傷者2,723名、倒壊家屋24,890軒、家を失った人219,694名のほか、行方不明者64名(津波などによる)に上っています。



寄付物資の仕分けをするペルー赤十字ボランティア(於:アレキバ)  
写真提供:日本赤十字社(左右とも)

### 日本政府などの対応

わが国政府は、今回の災害に対し、救助チームや医療チームの派遣は行わず、これまでに以下のような対応をとっています。

テント(6人用)40張、毛布(寒冷地用)2,000枚の緊急援助物資の供与を行ない、援助物資概算額は輸送費を含めて約1,000万円相当になります。緊急無償援助50万ドル(5,350万円)の供与を閣議決定しました。



被災地で自ら炊き出しをする住民たち(於:ラ・デーサ)

なお、日本赤十字社では、国際赤十字社の医療ニーズ調査に、医療アセスメントチーム3名を派遣しました。



## あわや、ひやり！ 「防災」を考えた二つの出来事

ジャーナリスト・前毎日新聞編集委員 福井博孝



「ドスン」 突然、背後で鈍い音が響いた。2年前の真夏のある夜、東京・霞が関の旧国土庁記者室でのことだ。N紙の記者が椅子もろとももんどりかえるような格好で倒れた。入社5、6年のこの記者はすぐに立ち上がった。さすが、若さだ 私は感心した。その直後だった。彼はフラフラと後ずさり、「ボタン」という先刻より一段と大きな音を残し、机の脚に後頭部を打ち付けて倒れた。カウント9で立ち上がり、戦う姿勢を見せたのも束の間、音を立ててリングに沈む、ボクシングの壮絶なダウンシーンを思わせた。

机の下から彼を引き出し、かつくようにしてソファへ運んだ。懸命に声をかけるが反応はない。やっと返ってきたのは「何も見えない」だった。他社の記者は引き上げたり、夜の取材に出ていて誰もいない。「大変だ」。隣の広報室に残っていたS課長補佐が救急車を呼び、救急病院に運んだ。約1時間後、まだ青ざめてはいたが、病院から戻った。バランスを崩して倒れ、軽い脳震とうで一瞬、意識を失ったらしい。「大事に至らず本当によかった」。取材から戻った記者も加わり、胸をなでおろした。

その私が「あわや」の“災害”に直面したのは1年後の7月20日の朝、都心にある実家でだった。4階建てのビルの4階に母が一人で住む。高齢で寝た切りの母のため、家族とヘルパーが介護チームを編成、私が前夜から当番だった。朝刊を取りにエレベーターで降りた。1階に着きしばらくたったが、扉が開かない。「開」のボタンを繰り返し押し続けた。非常時を知らせる「呼」のボタンも押し続けた。反応はない。母は身動きができないし、通行人や近所の人には、ビルのシャッターが降りていて中の様子は分からないのだから当然だ。故障のエレベーター内に閉じ込められた、と実感した。

5分、10分……。30度を超す猛暑で汗が雨のように流れる。パジャマを脱ぎ捨て、パンツ1枚に

なってその場にへたりこんだ。この日は数年前に設置された「海の日」で休日。テナントの人達は出勤してこない。次のヘルパーさんの到着まで3時間以上ある。着いてから、110番通報をして、警察官が来て、となるとさらに先だ。「酸欠」「脱水症状」とてももちこたえられない。本気で万一のことを想定、何かを書き残しておかねば……とエレベーターの壁に爪を立てた。堅くて文字は書けない。この時、書き込もうとしたのは妻への感謝の気持ちであり、2人の息子への「母さんを頼む。君達の母さんは……（自分の日記には書いたのだが照れくさいので、ここでは以下は「略」）」だった。

閉じ込められてから約20分、鍵がないと開かないと思い込んでいたエレベーター内の小さな扉に小指で触れると開き、8個のスイッチがあった。そのうちの一つを動かすと、急にエレベーターが上昇、2階で止まり、ドアが開いた。修理に駆け付けた担当者は「劣化、古いビルでは時々あるんですよ」とこともなげに言った。

私は防災問題担当の編集委員だった関係で、東京消防庁での防災ボランティア対象の訓練を受講した。講義の他、人工呼吸、心臓マッサージを実戦さながらに学び、「いざの時に役立てて」と「合格証」を渡されていた。旧国土庁記者クラブでのあの事故のわずか1週間前のことだ。私がそのことを思い起こしたのは救急隊がN紙記者を担架に乗せ、あとは彼等にお任せすればよい、という事態になってからだった。また、エレベーター内でのあのできごと以来、ビル内に母の他に人がいない時には、エレベーターを使わず、階段を歩くようになった（健康上からの「歩け作戦」でもあるのだが）。

訓練で学んだことを「いざ」の時に役立てることの難しさ。日ごろから「万一」のことを考えて行動することの大切さ。二つのできごとを通じ私は「防災」を改めて考えた。





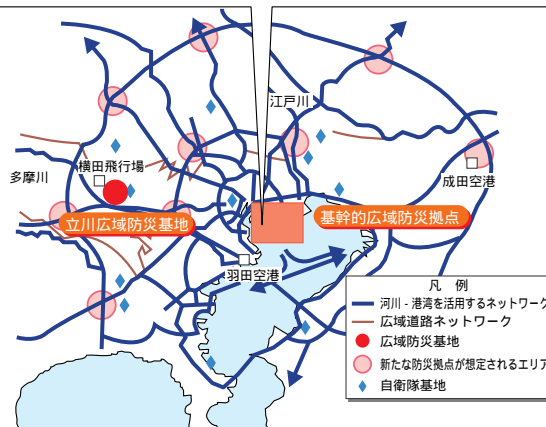
# 基幹的広域防災拠点の整備

7月4日に、内閣府が事務局となり、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備を前提として、関係省庁、関係地方公共団体からなる「首都圏広域防災拠点整備協議会」の第1回協議会を開催し、今後の進め方などを決定しました。



挨拶する吉井前内閣府政策統括官(防災担当)

## 東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点の整備



首都圏防災拠点の配置ゾーン(イメージ)

## 都市再生本部における決定事項

4月6日に決定された緊急経済対策の柱のひとつである都市再生に関する施策を総合的かつ強力に推進するため、5月8日付閣議決定により都市再生本部が、内閣に設置されました。

都市再生本部は、6月14日に第2回本部会議を開催し、「都市再生プロジェクト(第一次決定)」を決定しました。その中で基幹的広域防災拠点の整備については、以下のように決めました。

- 1 阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際に、広域的な救助活動や全国や世界からの物資の支援の受け入れといった災害対策活動の核となる現地对策本部機能を、水上輸送と連携した基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備する。
- 2 このため、国と地方公共団体の適切な役割分担を確保しつつ、地方公共団体を含む関係機関からなる協議の場を設定し、他の防災拠点との連携をふまえた基幹的広域防災拠点の整備計画の策定に着手する。
- 3 なお、大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討する。

## 今後の進め方

整備協議会では、首都圏における広域防災拠点の整備計画については、右のとおり進めることとしました。今後、大阪圏についても、有識者を交えた検討調査会を開催し、防災拠点ネットワークのあり方を検討していくこととしています。

## 8月まで

### (1) 首都圏広域防災拠点整備基本構想(仮称)の決定

首都圏における広域防災拠点整備に関する基本的な考え方、広域防災拠点の立地・機能などを内容とする「首都圏広域防災拠点整備基本構想(仮称)」を決定する。

### (2) 東京湾臨海部広域防災拠点(仮称)に必要な機能の整理

首都圏広域防災拠点整備基本構想(仮称)に基づき、優先して整備する東京湾臨海部広域防災拠点(仮称)に必要な機能、施設の大まかな仕様などについて整理する。

## 年内目途

### (1) 首都圏広域防災拠点の整備箇所の決定等

首都圏広域防災拠点の候補地について決定するとともに、東京湾臨海部広域防災拠点の候補地を多角的に比較検討し、緊急的・優先的に整備する箇所を決定する。

### (2) 東京湾臨海部広域防災拠点整備基本計画(仮称)の決定

東京湾臨海部広域防災拠点(仮称)について、関係各機関・都県市の役割分担や整備する施設の概要などを内容とする基本計画(マスタープラン)を決定する。

# 富士山ハザードマップの作成について

## 活火山としての富士山の防災

昨年是有珠山および三宅島の噴火により、住民避難が実施されるなど、火山による被害が発生しました。富士山においては、昨年10月から12月にかけて、低周波地震が100～200回観測され、その後30回程度まで減少していましたが、4月末に再び多発しました。地震の震源が深さ15km程度で特に変化はなく、また地殻変動の変化が特に観測されておらず、5月28日に開催された火山噴火予知連絡会において、ただちに噴火などの活発な火山活動に結びつくものではないとの見方が示されています。このような状況において、富士山についても活火山として防災対策が必要であると、防災意識が高まってきました。

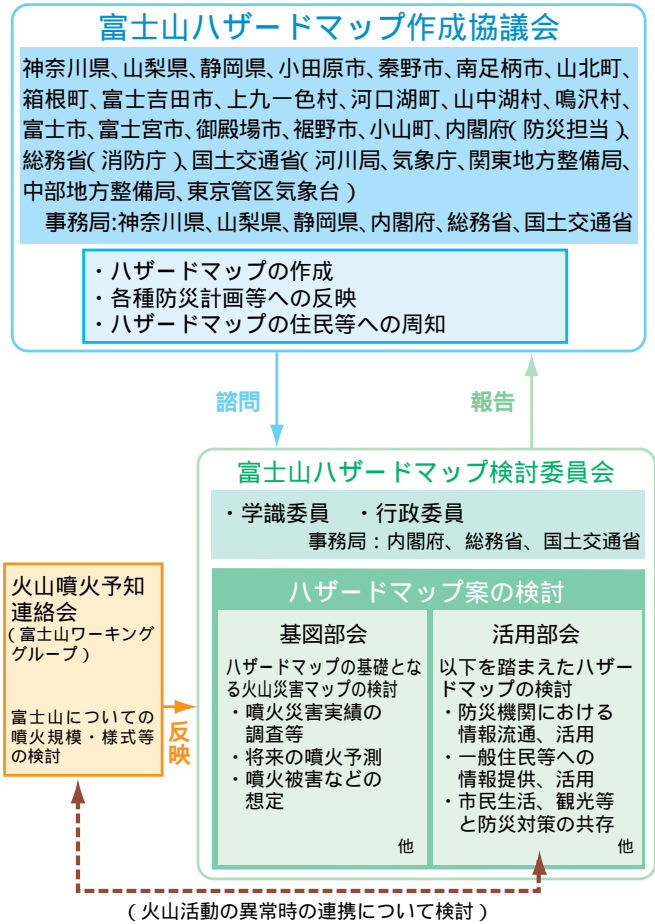
## 富士山の火山ハザードマップ作成の必要性

火山ハザードマップは、噴火などにより想定される被害の及ぶ範囲や避難地・避難路などの防災関係施設の位置、災害時に対応すべき事項などを総合的に表示した地図であり、各種防災対策の基本となるものです。

富士山についても、仮に噴火した場合は多大な被害が生じるおそれもあるため、国、地方公共団体とも十分な防災対策を講じておく必要があります。想定される被害や防災対策などをふまえた火山ハザードマップを作成し、一般住民などに周知するとともに防災機関の災害時の対応に活かしていくようにする必要があります。

## 作成の進め方

富士山は高さも裾野の広さも他の火山に比べ大きく、噴火の規模によっては、広域的な防災対策が必要となり、さまざまな難しい課題も多くあることなどから、地元地方公共団体と国が7月11日に「富士山ハザードマップ作成協議会」を設立し、協力してハザードマップの作成を進めることとなりました。



作成にあたっては、正しい情報の提供による避難などの的確な災害時対応や、いたずらな風評被害の防止、火山防災を考慮した地域づくりなど、火山と地域生活などとの共存について十分考慮することが重要です。さまざまな見地から十分検討する必要がありますので、学識者および行政関係者からなる「富士山ハザードマップ検討委員会」を設置し、協議会から委員会に諮問して、ハザードマップの検討を進めます。

また、検討委員会で整理された成果などで防災対策などに活用できるものについては、適宜協議会に報告し、防災対策に反映できるよう進めます。

なお、内閣府では富士山ハザードマップ専用のホームページ (<http://www.bousai.go.jp/fujisan>) を設け、広く情報をお伝えしていく予定です。





# 山梨県富士山火山総合防災訓練の実施

～ 緊張感あふれる訓練を実施～



山梨県現地災害対策本部会議

6月3日(日)に山梨県主催の「富士山火山総合防災訓練」が実施されました。

訓練は、「6月3日午前8時45分に、富士山北側四合目付近から噴火し、溶岩流により富士スバルラインの一部が埋没、林野火災が発生、火山灰が噴火口付近1～2kmで30～40cm堆積した」との想定で河口湖町民グラウンドなどを主会場として県庁や関係市町村役場などで実施されました。

訓練には、県、関係市町村、防災関係機関、観光関係団体、ボランティア関係団体や応援協定関係機関など58団体、約1万5千人が参加し、火山情報伝達訓練、対策本部設置運営訓練、避難誘導訓練、被災車両・瓦礫からの負傷者救出訓練、ライフライン復旧訓練や避難所開設訓練などが行われました。

また、地元中学生の参加による食糧炊き出し訓練、救急搬送訓練や倒壊家屋救出救助訓練なども行われ、幅広い関係機関、関係者相互の連携強化などが図られました。



主会場における訓練の様子

内閣府は、現地訓練会場に内閣府情報先遣チーム(注1)を派遣し、訓練の進行に併せ、噴火による被害状況や現地における対応状況などの情報を収集し、可搬型衛星通信装置(注2)を利用して報告するなどの情報伝達訓練を実施しました。また、内閣官房や消防庁からも現地訓練会場に要員が派遣されました。

内閣府(東京)においては、現地の情報先遣チームなどからの情報を訓練参加機関(警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁)に対して伝達する訓練や、山梨県警察のヘリコプターが撮影した画像を警察庁経由で受信し、訓練参加機関へ配信する訓練などが行われました。



可搬型衛星通信装置による情報先遣チーム現地レポート

(注1)：「内閣府情報先遣チーム」

大規模な自然災害が発生した場合、直ちに現地に派遣され、被害状況その他現地情報の収集、報告 政府の現地対策本部設置の準備などを行うチーム。通常、内閣府災害応急対策担当企画官など3名程度が派遣される。

(注2)：「可搬型衛星通信装置」

平成12年度に全国9か所に配置された持ち運びが可能な衛星通信装置で、災害時、迅速に被災現地と内閣府との間の衛星通信回線を確保して、画像(テレビ)・文書(FAX)・音声(電話)での情報のやりとりをするための装置



## 「豪雨災害対策のための情報提供に関する調査」の結果

平成12年4月中央防災会議は、情報収集体制の強化や早期避難のための措置などに関する提言を公表しましたが、平成12年9月に名古屋を中心に発生した「東海豪雨災害」は、再び住民や地域経済などに甚大な被害を及ぼしました。そこで、全国の市区町村を対象に風水害対策に関するアンケート調査を実施し、その結果を平成13年度の「出水期における防災態勢の強化について（中央防災会議会長通達）」に反映しました。

### アンケートの対象と回収状況

平成12年12月に全国3,252市区町村（東京都三宅村を除く全市区町村）を対象にアンケート票を郵送し、2,292市区町村から回答を得ました（回収率70.5%）

このうち、過去20年間で洪水・土砂災害にともなう避難（住民の自主避難も含む）を、全国の市区町村の約6割で経験していました。

### 局地的気象予報を入手している市区町村は2割強

市区町村での気象情報の入手手段について、「レーダーアメダス解析雨量」や「降水短時間予報」を随時入手可能な市区町村は、7割弱にとどまっています。また、局地的予報が可能な気象情報提供団体と契約し独自に気象情報を入手している市区町村は2割強でした（図1）。

### 住民への多様な情報伝達手段整備が重要

住民への災害情報伝達手段として、サイレンや街頭スピーカーは、7割以上の市区町村で導入されており、自治会長宅への戸別無線機も4割の市区町村で導入されていました。

### 進まない定量的な避難勧告基準

洪水・冠水時および土砂災害時における住民に対する避難勧告の定量的な基準を、市区町村全域に導入している市区町村は、洪水・冠水、土砂災害とも

2割前後にすぎませんでした（図2）。今後多くの市区町村に導入されることが望まれます。

図1 気象情報の入手状況

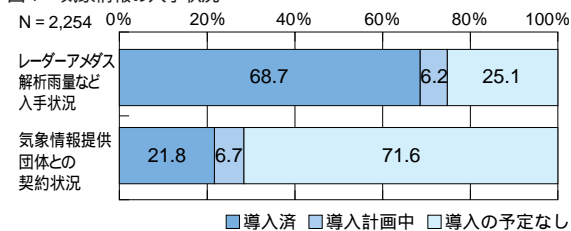


図2 避難勧告の定量的な基準の導入状況

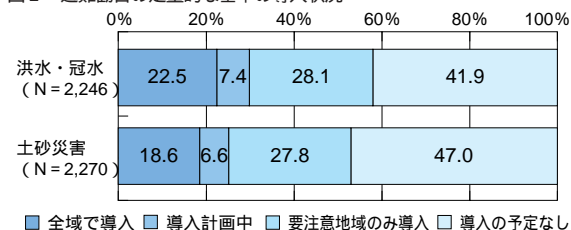
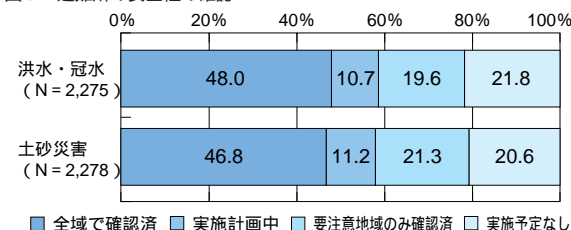


図3 避難所の安全性の確認



### 避難所の安全確保

避難所の安全性を確認している市区町村は、洪水・冠水および土砂災害ともに5割弱でした（図3）。各市区町村においては、避難所の安全性の確認を図ることが望まれます。

平成13年5月31日に、中央防災会議会長より、出水期の防災態勢強化について各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長、各指定公共機関の代表者に対して以下の内容の通達がありました。

#### 平成13年度出水期通達

#### 出水期における防災態勢の強化について（通達抜粋）

人命の保護を第一義として、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図らねばならない。

1. 土砂崩れ、河川のはん濫等による災害の未然防止のため、万全を期すること。
2. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度災害を未然に防止するため、適切な措置を講じること。
3. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。
4. 中央防災会議決定の土砂災害対策推進要綱（昭和63年3月）およびその後の見直しに基づく具体的施策の推進すること。
5. 平成12年4月の当会議関係局員会議提言「豪雨災害対策のための情報提供の推進」に留意し、土砂災害の警戒避難体制の基準となる指標の設定の促進、豪雨災害等の特性をふまえた避難所の安全性の確保に配慮すること。



# 「水防法」を改正

近年の都市型水害などの頻発と、情報伝達方法や社会状況の変化を背景に、約43年ぶりに「水防法」が改正され、7月から施行されています。

## 水防法とは

水防法は、昭和22年に日本を襲ったカスリーン台風などの大型台風により大水害をもたらされたことで水防活動の重要性が認識されたことなどを受けて、昭和24年に制定され、今日まで水防行政の規範としての役割を果たしてきました。しかし、近年、治水事業の着実な進展により、大河川のはん濫による極めて甚大な水害は減少している一方で、都市化の進展にともなう人口および資産の集積により、ひとたびはん濫が発生したときの被害が甚大となるおそれが高まっており、特に、住民の生活と密着した都道府県知事管理の中小河川の破堤などによる災害は依然として後を絶ちません。

また、短時間集中豪雨の頻発などから、毎年のように各地で水害が発生しており、特に昨年9月の東海豪雨災害においては、地下空間の浸水、ライフラインの麻痺などの都市型水害特有の問題や災害情報の伝達方法、避難誘導のあり方などに課題を残しました。

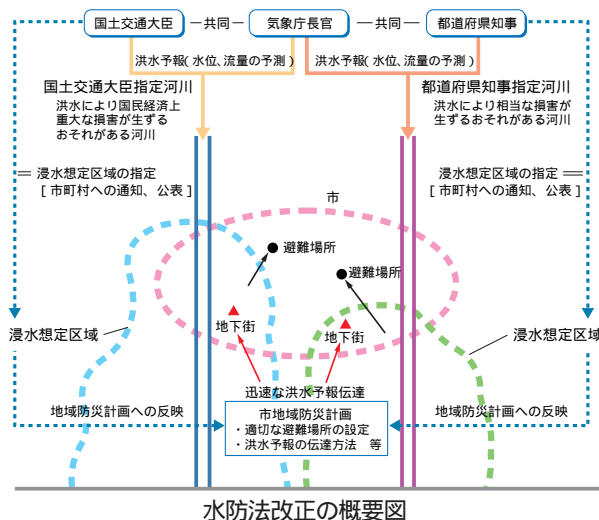
このような近年の水災の現状をふまえ、昨年12月、河川審議会から「今後の水災防止の在り方」についてが答申されました。今回の改正は、この審議会答申を受けて、昭和33年以降特段の変更が加えられなかった水防制度を改善し、円滑かつ迅速な避難の確保によって水災による被害の軽減を図るべく以下の施策を講じたものです。

## 今回の改正の概要

「水防法の一部を改正する法律案」は、平成13年3月2日、国会に提出され、6月6日可決・成立、7月3日から施行されています。その内容は以下のとおりです。

### (1) 洪水予報河川の拡充

洪水予報を行う河川の指定を、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事も実施  
都道府県知事は、洪水のおそれがあるときは、



気象庁長官と共同して、その状況を水位または流量を示して水防管理者等に通知するとともに、一般にも周知

### (2) 浸水想定区域の公表など

国土交通大臣または都道府県知事は、洪水予報河川について、計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、当該区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知します。

### (3) 円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置

災害対策基本法に基づく市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所などを設定。さらに、当該区域内に地下街などの地下施設がある場合には、これについても利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を設定

市町村長には、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所などについて住民に周知させるための努力義務

市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が市町村相互間地域防災計画において、洪水予報の伝達方法、避難場所などを規定  
(担当：国土交通省河川局水政課)



# 第17回 防災ポスターコンクールのお知らせ

国や地方公共団体などでは、防災意識の高揚、防災知識の普及を図るため、毎年、「防災週間（8月30日～9月5日）」を中心に、防災フェアや防災訓練、防災講習会などの行事を実施しています。

内閣府は、平成13年度防災週間行事の一環として、「第17回防災ポスターコンクール」を実施します（主催：内閣府、防災週間推進協議会（防災週間の趣旨に賛同する民間団体で構成）後援：総務省消防庁、文部科学省）。これは、関係機関などの協力を得て、広く一般から防災に関するポスター・デザインを公募し、防災意識の一層の高揚を図るもので、防災ポスター作品の募集と表彰などは以下のように、前年度（第16回）は、児童、学生、一般アマチュア、一般プロの4部門で合計7,100点余の作品のご応募をいただきました。



第16回国土庁長官賞受賞作品（児童の部）

今年も多くの方々からのご応募をお待ちしています。

募集対象	児童の部（小学生）、学生の部（中・高校生）、一般アマチュアの部（幼児を含む）、一般プロの部
募集作品	内容：地震・火山噴火・台風・豪雨・豪雪などの自然災害を対象にした「防災」をテーマに、これを連想させる標語を入れた個人の作品で未発表のもの。 災害時のボランティア活動に関する内容も含む。 幼児および小学校低学年の場合は、標語のない絵画だけでも可。 用紙等：A3判以上A2判以下の大きさの画用紙かケント紙を使用。画材、色数は自由。
応募期間	平成13年8月1日（水）～10月22日（月）（当日消印有効）
作品の郵送先	〒163-8791 東京都新宿郵便局 局留「第17回防災ポスターコンクール事務局」あて
表彰の種類	防災担当大臣賞 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の部（1点）..... 賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券13万円</li> <li>・学生の部（1点）..... 賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券13万円</li> <li>・一般アマの部（1点）..... 賞状および副賞7万円</li> <li>・一般プロの部（1点）..... 賞状および副賞20万円</li> </ul> 防災週間推進協議会会長賞 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の部（1点）..... 賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・学生の部（1点）..... 賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・一般アマの部（1点）..... 賞状および副賞5万円</li> <li>・一般プロの部（1点）..... 賞状および副賞15万円</li> </ul> 佳作（10点程度）..... 賞状および副賞1万円（児童・学生は図書券） 入選（200点程度）..... 賞状
作品の使用等	優秀作品は「防災週間ポスター」、各種のパンフレットなどに使用するほか、防災関連行事などでの展示も行います。応募作品の著作権は主催者側に帰属するものとし、応募作品は返却しません。
問い合わせ先	内閣府政策統括官 災害予防担当参事官付（普及協力担当） 電話 03-5253-2111 内線51507

## 災害に係る住家の被害認定基準の改定について

災害に係る住家の被害認定基準については、「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」（委員長 高奇昇三 甲南大学教授）において検討を行った結果、右ページ表のとおり成案を得ました。

なお、今回の改定は、

災害による住家の被害の認定基準については、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁がそれぞれの通達などにより定めていたが、その判断基準の差異による行政上

の混乱を解消するため、昭和43年6月に統一基準が策定され、運用されてきたこと。近年、住宅の構造や仕様が変化し、災害による被害の実態に合わないのではないかとの指摘がなされていたこと。

認定された被害の種類は、災害時の各種支援策の判断基準となる「り災証明」のほか、さまざまな措置の適用の基準となっていること。

から、内閣府に学識経験者などによる委員会を設

# 平成13年度総合防災訓練

総合防災訓練は、大規模な地震をはじめとするさまざまな災害による被害を最小限にするため、防災関係機関相互の連携強化 地域住民皆様の防災に対する意識の高揚をおもなねらいとして実施するものです。

平成13年5月31日、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）は、「平成13年度総合防災訓練大綱」を決定し、指定の行政機関・公共機関および地方公共団体（消防庁から通知）に通知しました。

概要は、以下のとおりです。

## 基本方針

- ・被害想定などに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災関係者のみならず、すべての職員の防災意識向上をねらいとした対策本部に係る訓練の実施
- ・過去の訓練実績をふまえた応用型訓練など、効果的訓練の実施
- ・広域的なネットワークを活用し、各機関相互に連携した支援・応援訓練の実施
- ・訓練終了後の評価による防災体制整備の推進
- ・防災意識の高揚と防災に関する正しい知識を広く周知するための広報の充実

## 政府における総合防災訓練

- ・東海地震および南関東地域直下の地震に係る訓練の実施
- ・原子力災害に係る訓練を実施するほか、その他事故災害などの訓練について、関係省庁は連携して実施

## 地方公共団体などにおける防災訓練

自衛隊、海上保安庁など国の機関のほか、民間企業



平成12年度 総合防災訓練のもよう

ボランティア団体および地域住民などとも相互に連携して、地域の実情に応じた実践的訓練を実施して、地域の防災対応力向上に努めます。

この大綱に基づき、8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間には、全国各地で防災に関する各種の行事・訓練が実施されます。

政府においても、その主たる行事として9月1日（土）の「防災の日」に総合防災訓練を実施することとしています。

本年度、政府が実施する総合防災訓練は、昭和46年度以降31回目の訓練となり、東海地震と南関東地域直下の地震を想定した訓練を、それぞれ静岡県で実施される「静岡県総合防災訓練」および川崎市で実施される「七都県市合同防災訓練」と連携して、政府本部運営訓練と現地対策本部運営訓練を実施します。

詳しい案内については「内閣府（防災）ホームページ（総合防災訓練）」をご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

▼ 置し、見直しに向けた検討を行ってまいりました。  
この改定基準については、平成13年6月28日に

開催された中央防災会議にて了承を受け、同日付けで関係省庁に通知されました。

### 住家の被害認定基準

住家の全壊（全焼・全流失）	住家の半壊（半焼）
住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

データ  
ベース

## 阪神・淡路大震災関連情報データベースの運用開始 ～総務省消防庁がインターネット上で公開～

総務省消防庁は、阪神・淡路大震災での貴重な経験、教訓を次の世代に継承していくとともに、これらの教訓などを消防防災対策事業、施策の企画・立案や日々の防災活動に役立てていただくため「阪神・淡路大震災関連情報データベース」を、6月1日よりインターネット上で公開しています。

阪神・淡路大震災に関するデータのほか、震災以降、総務省消防庁をはじめとする消防防災機関が実施してきた各種の施策・事業や、消防団などの防災活動の実施過程で蓄積された文書、冊子、レポート、写真、映像などのデータおよび他のリンク先機関のデータを合わせて、約20,000タイトルに及ぶ情報を有機的に活用できます。

- (1) 阪神・淡路大震災における地震活動と被害および防災機関の防災活動に関するデータ
- (2) 阪神・淡路大震災以降に実施された震災関連施策・事業、防災活動に関するデータ
- (3) 資料出典の文献・資料
- (4) 震災関連データベースのリンク集

今後、より充実したデータベースにするため、新たに刊行される阪神・淡路大震災情報などの追加・更新を行う予定です。

URL  
(<http://sinsai.fdma.go.jp>)  
消防庁URL  
(<http://www.fdma.go.jp>)



データ  
ベース

## リアルタイムの河川情報を提供 ～国土交通省～



国土交通省は、豪雨などによる水害の被害軽減や、河川内でのレクリエーション時の事故防止などに役立てられるよう、6月1日からリアルタイムで河川情報を直接提供しています。国土交通省が観測しているレーダ雨量やテレメータ雨量、全国109水系の河川の水位などの情報を、インターネットと携帯電話を通じて、利用することができます。

URL：インターネット <http://www.river.go.jp>  
携帯電話（iモード対応機種、なお文字情報についてはJ-スカイ対応機種でもご覧になれます。）<http://i.river.go.jp>

米国災害  
対策会議

## カリフォルニア州災害対策 会議出席

6月18日から20日にかけて、カリフォルニア州サクラメント市において開催された「災害軽減のためのカリフォルニア会議」（カリフォルニア州緊急対策局：The Governor's Office of Emergency Service 主催）に、内閣府から北里審議官ほかが出席し、日本の災害対策の講演を行うとともに、両国の防災の現状について活発な意見交換を行いました。

同会議は、連邦政府FEMA、州政府関係部局、州内地方自治体、民間企業の防災担当者の参加の下、特に官民協同による災害対策を中心テーマとしたもので、インターネットを活用した住民への情報提供サービスや住宅の耐震化の促進策、シリコンバレーでの企業による防災活動などが紹介されました。いずれもこれまでの災害対策が災害発生後の応急対応（response）に重点を置き過ぎていたという反省に立ち、予防による被害軽減（mitigation）をクローズアップするものとなりました。

また、日本の災害対策に対しては、防災対策の予算規模や地震防災情報システム（DIS）の運用面での課題などに関心が集まりました。



内閣府  
研修

米国危機管理局（FEMA）危機管理専門官 レオ・ボズナー氏が  
内閣府において研修

5月16日～31日の約2週間、米国連邦危機管理局（FEMA）よりマンズフィールド研修員として来日中のレオ・ボズナー危機管理専門官が内閣府に派遣され、おもに日本の防災体制について内閣府幹部などと幅広く意見交換を行いました。ボズナー氏からは米国における防災行政について詳細

な説明があり、また、最終日には日本のあるべき防災体制について提言を行うなど、ボズナー氏と内閣府防災担当の双方にとって有意義な内容となりました。なお、ボズナー氏は、今年7月まで国土交通省など各省庁において、日本の防災行政について意見交換を行うこととなっています。

人事  
異動

内閣府防災担当人事異動

平成13年6月29日付	新	旧
齋木 良之	災害予防担当主査(総括・調整担当)併任国際防災推進室	国土交通省関東地方整備局係長
平成13年7月1日付		
西森 昭夫	防災総括担当参事官補佐(総務担当)	大臣官房人事課課長補佐併任中央省庁等改革本部事務局
大里 穰	災害応急対策担当参事官補佐(総括・訓練担当)	国土交通省土地・水資源局鑑定官
平成13年7月6日付		
高橋 健文	政策統括官(防災担当)	国土交通省国土交通大学校長
春田 幸一	防災総括担当企画官(災害応急対策担当)	国土交通省大臣官房付(都市基盤整備公団都市施設企画課長)
佐藤 忠晴	地震・火山対策担当参事官補佐(総括・企画担当)	国土交通省(環境省地球環境局課長補佐)
西川 智	アジア防災センター首席研究員	国土交通省大臣官房総務課企画官
平成13年7月10日付		
竹内 章人	災害応急対策担当主査(通信担当)	総務省情報通信政策局係長
平成13年7月16日付		
藤咲 秀可	災害予防担当主査(企画担当)	国土交通省関東地方整備局建設管理官
平成13年7月20日付		
齋藤 誠	地震・火山対策担当参事官補佐(併任)	気象庁総務部企画課調査官(本務)

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給状況

(支給申請受付中のもの)

(平成13年6月30日現在)

法適用月日	支援対象
平成12年3月31日	有珠山噴火災害 北海道(2町)
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都(1村)
平成12年9月11日	東海地方豪雨災害 愛知県・岐阜県(5市5町)
平成12年10月6日	鳥取県西部地震 鳥取県・島根県(3市10町1村)
平成13年3月24日	芸予地震 広島県(1市)
既支給世帯数	1,919世帯
支給額	13億6,653万円

8～9月の防災関係行事予定

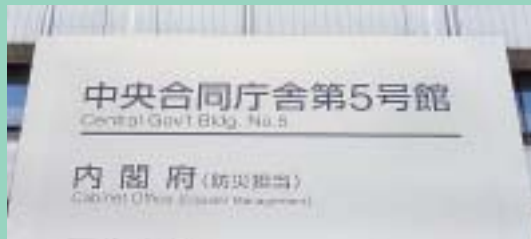
- 8月10日  
第7回東海地震に関する専門調査会
- 8月22日～26日  
防災フェア2001(横浜市)
- 9月1日  
総合防災訓練

防災週間  
8月30日～9月5日

表紙の写真 山梨県富士山火山総合防災訓練(6月3日)  
写真提供: 山梨県

# 内閣府防災担当

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2（中央合同庁舎第5号館3階）  
TEL. 03-5253-2111（大代表）  
URL: <http://www.bousai.go.jp/>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車  
B3b出口より連絡通路へ

広 報  
**ぼうさい**  
DISASTER MANAGEMENT NEWS

2001年7月  
第4号

発行日：2001年（平成13年）7月25日  
監修：内閣府政策統括官（防災担当） 編集協力 総務省消防庁  
編集・発行：(株)防災&情報研究所  
〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階  
電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296  
E-mail：idpis@cd.inbox.ne.jp

※ ご意見などがありましたら、(株)防災&情報研究所まで、ご連絡ください。